

平成23年度

多摩市高等学校等新1年生のための 図書購入補助事業のご案内

多摩市では、安心して教育を受けられるよう、経済的に修学がより困難な家庭の高等学校等の新1年生に対し、参考書等の図書購入費用の一部を補助します。

■補助内容

1万円分の図書カードを交付



■対象要件

次の①～⑥のすべてに当てはまる方が対象となります。

①	平成23年4月1日に、高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・特別支援学校の高等部もしくは、専修学校（高等課程）に新たに就学した1年生であること。 ※ただし、留年した方、退学して再度入学した方は除きます。
②	申請者本人を税法上扶養する者と、その配偶者（以下保護者）の平成23年度の市民税所得割額（住宅取得控除前）の合計額が54,000円以下であること。 ※未申告等により、保護者の市民税所得割額を確認できない場合は、審査の対象外となります。 ※税務署にて、修正申告等で税額が変更になった場合、修正した内容が市役所に反映されるまで、数週間かかります。締切日の7月8日（金）時点で税額の変更が反映されていないものに関しては、変更前の金額が審査の対象となります。
③	申請者本人と保護者が平成23年1月1日以前から引き続き多摩市に住民登録を有すること。 ※在学校の規則等により、本人は多摩市に住所を有していないが、本人の保護者が市内に引き続き住所を有している場合、その理由が正当と認められる時は対象となります。
④	保護者が市税を滞納していないこと。
⑤	多摩市立中学校卒業者の場合、給食費の滞納がないこと。
⑥	生活保護受給世帯ではないこと。

■申請期間

平成23年6月20日(月)～7月8日(金) ※午後5時必着

■申請先

多摩市教育委員会学校支援課(第二庁舎2階)へ 持参または郵送

※郵送の場合は、期限必着のみ有効

(郵便物の未配達をご心配される方は、特定記録等をご利用ください。)

■申請書類 4枚1セット・4種類

①	申請書（第1号様式）
②	在学証明書（第2号様式）
③	同意書（第3号様式） ※保護者の方がお書きください。
④	委任状（第6号様式） ※学校支援課長に図書カードの購入手続きを委任するものです。

■交付決定

交付決定または不交付決定の通知を、7月下旬にご自宅に郵送します。

■交付期間

8月16日（火）～8月31日（水）（予定）

※交付時に、在学状況の確認を行います。また400字詰め原稿用紙1枚以上の作文を提出して頂きます。作文のテーマ等のご案内については、交付決定の通知を郵送する際に同封します。

■交付場所

教育委員会教育部学校支援課窓口

■注意事項

提出していただいた書類等は、結果にかかわらず返還いたしませんので、ご了承ください。

✦東日本大震災によって多摩市に避難されている方へ✦

現在多摩市に避難されている方も、次に該当する場合、補助の対象となります。

①	平成23年4月1日に、高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・特別支援学校の高等部もしくは、専修学校（高等課程）に新たに就学した1年生であること。 ※ただし、留年した方や退学して再度入学した方は除きます。
②	災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村または原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく避難対象地域からの避難者であること。

※申請時に、上記申請書類と併せて多摩市から発行している「さくらカード」をお持ちください。

※さくらカードをお持ちでない場合は、下記の書類をお持ちください。

- ①多摩市での住所がわかる書類（今住んでいる住居の賃貸契約書等）
- ②申請者・保護者の避難前の住所がわかる書類（保険証・パスポート・住民票等）

✦さくらカードの発行については、防災安全課までお問い合わせください。✦

防災安全課 ☎042-338-6802

■申請・問い合わせ先

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 第二庁舎2階
教育委員会教育部学校支援課学事担当 TEL 042-338-6876（直通）

* 申請時のご注意 *

■ 書類はすべてそろっていますか？

締切日の 7 月 8 日（金）までに、全ての書類をそろえて申請してください。不足している書類があると、申請を認められません。

■ 書類に間違いはありませんか？

- ・書類に不備（記載事項の記入・捺印もれ等）があると、審査の対象外となりますのでご注意ください。
- ・書類に不備がある場合、受付期間内に限り差替え・加除等を認めます。
- ・加除加筆修正等の場合は、申請者の訂正印が必要になります。

■ 住民税の申告もれはありませんか？

住民税については、事前に注意し申告もれのないようお願いいたします。収入の有無に関わらず、平成 23 年度の住民税の申告を必ずしてください。

未申告のまま申請された場合は、審査基準の市民税所得割額が確認できないため、審査不可能により不交付となりますのでご注意ください。

市民税所得割額の確認方法は、下記を参考にしてください。

- ① 特別徴収税額通知書・・・特別徴収の方（勤め先を通じて住民税を納める方）
- ② 納税通知書・・・普通徴収の方（自営業など個人で、金融機関等に直接住民税を納める方）
- ③ 課税証明書・・・証明書の発行については、課税課にお問合せください。



締切日の 7 月 8 日（金）時点で、市役所で確認できる市民税所得割額が審査の対象となります。

税務署で、確定申告や修正申告等で税額が変更になったとき、修正した内容が市役所に反映されるまで、数週間かかります。7 月 8 日（金）時点で税額の変更が反映されていないものに関しては、変更前の金額が審査の対象となります。

✦ 受付期間外の申請は一切できませんのでご注意ください ✦